

令和4年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和4年12月13日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 報告第10号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 6 | 報告第11号 | 株式会社新冠ヒルズの経営状況及び清算終了の報告について |
| 第 7 | 認定第 1号 | 令和3年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 2号 | 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 3号 | 令和3年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第 4号 | 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第 5号 | 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第 6号 | 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 認定第 7号 | 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第14 | 議案第46号 | 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第47号 | 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第48号 | 新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第49号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第18 | 議案第50号 | 令和4年度新冠町一般会計補正予算 |

- | | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 第19 | 議案第51号 | 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 第20 | 議案第52号 | 令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 |
| 第21 | 議案第53号 | 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第22 | 議案第54号 | 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第23 | 議案第55号 | 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第24 | 議案第56号 | 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|-------------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 山本政嗣君 |
| 教育長 | 奥村尚久君 |
| 総務課長 | 佐藤正秀君 |
| 企画課長 | 佐渡健能君 |
| 町民生活課長 | 谷藤聡君 |
| 保健福祉課長 | 鷹觜寧君 |
| 産業課長 | 島田和義君 |
| 建設水道課長 | 関口英一君 |
| 建設水道課参事 | 寺西訓君 |
| 農業委員会事務局長 | 山谷貴君 |
| 会計管理者兼税務課長 | 今村力君 |
| 診療所事務長 | 杉山結城君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 竹内修君 |
| 町有牧野所長 | 工藤匡君 |

管 理 課 長	湊 昌 行 君
社 会 教 育 課 長	新 宮 信 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	小 林 和 彦 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	三 宅 正 俊 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
税 務 課 総 括 主 幹	小 久 保 卓 君
産 業 課 総 括 主 幹	曾 我 和 久 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
管 理 課 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君
管 理 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	坂 元 一 馬 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和4年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。
議事日程は御手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、武田修一議員、2番、中川信幸を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月19日までの7日間とすることに決定をいたしました。
お諮りいたします。議案等調査のため、12月14日、15日、及び、12月17日、18日を休会としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって12月14日、15日及び12月17日、18日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長から、御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告をいたします。
次に、第3回定例会において可決された意見書は、関係機関へ提出しており、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、及び今定例会の説明員の報告について

は、御手元に配付のとおりですので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告行をいます。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和4年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

議長から発言の許可をいただきましたので、令和4年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い御報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス、感染症対策等について御報告いたします。まず、対策本部会議の開催状況についてですが、町では、これまでも報告しておりますとおり、令和2年2月26日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以来、規模を縮小のうえ、連日、定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持し、現在に至っております。

新規感染者数は若干の減少傾向にあるものの、感染者数が高止まりのまま、日ごと増減を繰り返しており、いまだ終息は見通せない状況であります。また、年末年始に向けて更なる感染拡大も懸念されるため、町民の皆さまには、感染対策を継続して実施いただくようお願いしたいと存じます。

次に新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘における新型コロナウイルス感染の発生についてご報告致します。10月24日に介護員1名の陽性が判明し、すみやかに入所者及び職員の抗原検査を実施したところ、全員の陰性が確認されました。その後、新たな陽性者の発生が無く、10月31日に終息しております。次に、11月9日に介護員2名の陽性が判明し、すみやかに入所者及び職員の抗原検査を実施し、11月10日に新たに介護員1名の陽性が判明しましたが、その後、新たな陽性者の発生が無く、11月16日に終息しております。次に、11月29日に看護師1名の陽性が判明しました。翌日、11月30日に入所者2名の陽性が判明したため、すみやかに他の入所者及び職員全員に対して検査を実施し全員の陰性が確認されましたが、保健所から入所者は全員濃厚接触者とみなし、施設全体を汚染区域と設定するよう指導があり、職員は防護服を着用、入所者は居室にとどまり入浴を中止し感染拡大防止対策を実施しました。しかしながら、12月2日から5日にかけてさらに入所者3名、職員3名が陽性と判明し、累計は入所者5名、職員4名、計9名となり、北海道からクラスターと認定されました。罹患者は恵寿荘内で隔離され、診療所医師による治療を受けておりますが、そのうち1名につきましては、指定医療機関

に救急搬送され、入院に至っております。その間、保健所から現地指導を受け、施設内の感染拡大防止に努めてまいりました。12月7日で濃厚接触者の待機期間が終了し、一部制限が緩和されましたが、療養期間は12月14日までとなっておりますので、引き続き感染拡大防止対策を講じてまいります。なお、この間新冠町デイサービスセンターの入浴を新冠町老人憩の家に振り替えて実施、また短期入所の受入れを中止しており、利用者の方々には大変ご迷惑をお掛けしております。入所者及びご家族には大変ご心配をおかけしたところではありますが、今後におきましては、これまで以上に感染防止対策を徹底するとともに、職員の感染予防意識につきましても、より一層高めて参りますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご報告いたします。まず、11月30日現在におけるワクチン接種状況でございますが、町民全体で対象者が5,055名に対し1回以上接種されている方が4,235名で接種率では、83.8%となっております。年代別では、5歳から11歳までの小児ワクチンについては、接種率が14.8%、うち3回目接種者は7.7%であります。また、12歳以上はオミクロン株対応ワクチンの接種が可能となっており、対象者に対する接種率は42.4%であります。年代別では10代から20代は22.6%、30代から50代は36.7%、60代以上は55.2%の接種状況となっております。なお、保健センターでの集団接種については、12月9日で終了し、16日からは国保診療所において、金曜日を基本に予約受けのうえ、接種できるよう体制を整えておりますので、あわせてご報告いたします。

次に、道の駅整備事業の一時留保についてご報告いたします。私の町政二期目に掲げた庁内横断型の各検討会議は、施策の各分野における課題解決に向け、それぞれ検討協議を進めていますが、道の駅整備事業についても観光施設整備検討会議においてこれまで協議を行っており、この度協議を終え、一定の結果に至りましたので、協議を経た、現時点での考えについて報告いたします。これまで検討会議の協議に当たっては、観光客が道の駅の利便性をどこに求めるかといった観光客からの視点による協議と同時に、町民が生活の中で日々利用する施設であるためには、どのような機能が必要かといった町民ニーズの視点からも協議を進めてきました。このことは道の駅が社会情勢に左右されることなく、町内外の皆さんに利用される持続可能な施設となるためには、いかにあるべきかを検討したものでございます。また令和7年度の新冠インターチェンジの開設に併せ、施設竣工することで道の駅整備事業の効果が最大に図られるとの思いから、令和4年度中に協議・検討を終え、事業整備を令和7年度中に終えることも想定し、協議を進めたところでございます。協議は、設置場所の適否、防災機能の必要性、あるいは附帯施設の取扱いなど広範囲に及び、令和3年6月から始まった協議は、およそ1年にわたっています。この間において、町の財政計画が示されたほか、町が進める施策の優先順位などが明確になったことで、道の駅整備計画の協議事項に実現可能性を新たに加え、協議を重ねてまいりました。現在の新冠町を振り返ったとき、先に公表された財政計画でも明らかなように大型建設事業の

実施には、多額の借り入れである起債は避けられず、その償還の多くは、将来世代が負担することになるほか、多額の負債は財政の硬直化を招く恐れもあります。今、事業期間を同じくする道の駅整備事業と国保診療所建て替え整備事業、並びに防災関係事業等の大型事業を同時並行して進めることは、町の財政運営上からも適切な判断ではないと考えるに至りました。以上のことから、私は、町民生活に不可欠な医療福祉の充実につながる国保診療所建て替え整備事業及び防災対策事業を先行させ、一旦、道の駅整備事業の推進を留保することを決断いたしました。この決断は検討会議の協議結果を踏まえたものでもあり、多角的な検討結果の報告に基づき私が判断したものでございます。この間、道の駅整備事業に関しては、事業実施を前提に協議説明を各所で行っており、期待を寄せる町民の方も多くいらっしゃるかと思います。町民の思いに、今応えられないことは無念の一語に尽きますが、町の将来を考えるが故に一旦、立ち止まるべきと判断したことをご理解いただきたいと存じます。道の駅整備事業は、新冠インターチェンジ開通後の人流を踏まえ、また運営を含めたあり方等についての協議を今後継続し、より充実した整備計画をもって道の駅整備事業の「実現」に当たる所存ですので、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

次に、第三セクター株式会社新冠ヒルズの清算手続きの終了についてご報告申し上げます。昨年、第3回定例会行政報告において、第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散について報告し、23年間の経営の検証結果と、持続可能な施設運営を目指して第三セクター株式会社新冠ヒルズの設立者であり、筆頭株主の立場から、会社解散を提案する決断に至ったことを報告いたしました。また定例会に先立つ全員協議会においては、町議会議員の多数の方が、町が示した方向性に賛意を示していただいたことで、これまで多くの困難に直面したとき、私どもの後押しとなってきたことは、言うまでもありません。町の大きな決断と議会の後押しで始まった第三セクターの解散は、本年10月6日に開催された株式会社新冠ヒルズ臨時株主総会において、決算報告承認の件が出席株主全員の賛成をもって承認可決されたことで、法人の終焉である清算結了を迎え、このことをもって株式会社新冠ヒルズは法人として消滅しました。その後、10月17日清算結了の登記を行い、登記記録も閉鎖してございます。平成10年に設立した株式会社新冠ヒルズは、これまで新冠町の観光施策の柱として、新冠町のまちづくりに計り知れない貢献をしてきました。また、その経営を支えてきたのは、株主をはじめ多くの関係者の皆さんであったと考えています。出資という形でまちづくりを支えてきていただいた株主の皆さまには、心から感謝申し上げます。これまでのご厚情は、新冠町のまちづくりを一層明るいものとするので、応えて参る所存ですので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、町政懇談会の実施結果についてご報告申し上げます。まちづくりの考え方等について、私が町民の皆さまに直接説明し、そして意見をいただくことは、何よりも大切なことであり、これまで新型コロナウイルス感染症のまん延で実施を見送った令和2年度を除き、毎年11月に町政懇談会を実施してきたところです。このことは、私が掲げる、開か

れた行政の施策の1つとして町政懇談会を位置付けていることによります。各自治会を対象にした町政懇談会は、11月21日から29日の間、11会場において、34自治会を対象に開催し、町政に係るさまざまなご意見をいただきました。いただいた意見、質問は、河川・道路に関すること、ヒグマなど有害鳥獣に関すること、そして避難路をはじめ防災・減災に関することなど幅広い事項に及び、受けた意見、質問に対して町の現状、考えをお伝えすることで、まちづくりを町民と共に考え、共通の視点で協働のまちづくりを進めて行くことにつながることを実感した次第です。いただいた意見等については、真摯に向き合い、対応を検討し、それぞれの担当課が現在対応に当たっております。総参加者は、81人と昨年比でマイナス17人という結果でしたが、このことは、新型コロナウイルス感染症罹患者数が日々増加していた時期と実施時期が重なったことで参加について消極的になったことも起因していると考えています。この度の町政懇談会では、自治会のほかに、新たに認定こども園ド・レ・ミ保護者会役員、及び学校PTA役員との懇談会を11月29日に開催したほか、昨年に引き続き女性コミュニティ会議との町政懇談会を12月5日に、また12月6日には新冠中学校3年生との町政懇談会に参加致しました。保護者との懇談会においては、子ども達のために何ができるかを真摯に考えている姿に触れ、町として次世代に引き継ぐことができるまちづくりの推進をより一層決意し、また女性コミュニティ会議との懇談会では、日常生活で抱える問題や買い物事情に関する問題など女性から見たまちづくりの意見、質問をいただき、まちづくりについて多角的な視点で捉える必要性を強く感じた次第です。また今回で6回目になる中学3年生との町政懇談会は、地方自治への理解を深め、主権者意識の向上を目的とした中学校の社会科の授業として行われたものですが、中学生から提出のあった要望等は生活に根差した事項から地域ごとの要望まで幅広い事項に及び、生徒達が地域を振り返り、真剣に考えられたものであることを痛感し、更には中学生ならではの斬新さに深く感銘した次第です。最後にいただいた中学生の感想は、「新冠町を改めて知ることが出来、今後自分たちが町の発展を築いていくためにはどうしたらいいのかを考えることが出来た。」というものであり、未来を担う新冠町の若者に期待と希望を寄せた町政懇談会でした。町民の声は、まちづくりの根幹です。町は常に町民の声に対し、誠実に耳を傾け、前向きに対応して行く姿勢であり続ける所存ですので、よろしく申し上げます。

次に、重度心身障害者医療受給者証の交付漏れについてご報告申し上げます。この度、重度心身障害者に対する医療費助成事業におきまして、本来助成すべき対象者に対し、受給者証を交付していなかったことにより、医療費の自己負担額を多く負担させていたことが判明いたしましたので処理顛末につきましてご報告いたします。重度心身障害者医療費助成事業は北海道より、2分の1の補助を受け実施している事業で、対象者は主に身体障害者手帳をお持ちで障害程度が重度の方となります。この度の交付漏れは、医療保険が後期高齢者医療保険で医療費の自己負担が3割の方々について、自己負担割合や所得状況の確認漏れにより本来交付すべき受給者証の交付を逸していたものであります。事実確認の

経過でございますが、後期高齢者医療保険制度の改正により、令和4年10月から医療費の自己負担割合がこれまでの1割又は3割に加え、一定の所得要件に該当することにより2割負担となる方が発生するため、この方々へ9月中旬に受給者証を交付する過程で判明いたしました。事実確認後、後期高齢者医療制度創設時の平成20年度まで遡り事務作業の検証を実施した結果、事務誤りは平成29年度以降に発生し、対象者が8名であることを確認したほか、受給者証の交付漏れにより対象者が多く負担した医療費は、平成29年度から令和4年度分までで総額1,324,443円となることを確認したところであります。次に対象者への対応ですが、9月末、対象者全員へ自宅訪問のうえ報告・謝罪を行い、10月初旬に過大に負担されていた医療費の返還処理を行いました。冒頭、申し上げましたが、この事業は道の補助事業でございますので、道に対し本事案の報告を行っておりますが、道においても補助金の取扱いについて精査中であり、町の事務作業の不備による補助金の過年度分遡及適用については、補助対象外とされているところであります。従いまして、この度の受給者証交付漏れにより道補助の対象外となる金額は、令和3年度以前の医療費の2分の1で626,000円となりますことをご報告いたします。本件発生の要因を調査したところ、原因は職員の制度知識の不足に加え、課内チェック体制の不備にあったと確認したところであります。今回の事態を厳粛に受け止め、制度の習熟、事務処理の確認作業の強化を図り、再発防止に全力で取り組む所存でございます。また、本件につきまして、責任の所在を明確にした上で、事務筆頭責任者の副町長及び当該関係職員を厳正に処分いたしました。この度は、関係者及び町民の皆さまに多大なご迷惑をおかけしました事を深くお詫び申し上げ報告といたします。

次に、特別養護老人ホーム恵寿荘の入所定員の調整に関し報告申し上げます。町では昨年度から診療所の建て替え構想を進めるにあたり、診療所2階部分の増床棟20床を減床する計画を取り進め、入所者の調整を行ってまいりましたが、去る9月25日に入所者が50人となったため、診療所棟の運営を取りやめ、恵寿荘本体での運営に一元化しております。なお、職員体制につきましては、現状の体制を維持しつつ、年次計画をもって適正職員に改善していくこととしております。今後とも高齢社会において、質の高い介護サービスの提供に意を用いてまいりたいと存じます。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給結果についてご報告申し上げます。令和3年11月19日に、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金の支給が閣議決定されました。加えて本年4月には、原油価格や物価高騰対策として、従前の支給対象世帯に該当しない世帯のうち、令和4年度の住民税非課税世帯も支給対象に加える内容が示され、支給事務を進めて参りましたが、本年9月末をもって支給事務を終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。当初、この2種類の支給事業の対象を984世帯と見込んでおりましたが、非課税ではあるが課税世帯の扶養認定を受けている方、未申告により課税状況が把握できない方については、確認段階において支給対象外となるため、予算

対比では85.47%の支給率となったところであります。当町では、当給付事業に関し、国からの通知を受け、すみやかに事業着手し、町政事務委託文書での周知及び未申告の方や、転入世帯に対する制度通知を行ってまいりました。プッシュ型の給付事業として、対象となる世帯への周知・支給をもれなく実施するため、未申請の方には、電話や訪問により申請の呼びかけを行うなど、一人でも多くの方に支給して頂けるよう努めてきたところであり、その結果、家計急変世帯2世帯を含む841世帯に対して、総額8410万円の支給実績となりましたことをご報告いたします。

次に、本年8月の大雨による公共土木施設・災害復旧事業の査定結果について、ご報告申し上げます。災害査定は11月14日から17日までの4日間、並びに12月5日から9日までの5日間の2回にわたり、北海道開発局と北海道財務局の立ち会いのもと実施されました。当町は、河川災・道路災あわせて30箇所、工事費7億6900万4千円に関し査定を受検したところでございます。その結果、申請どおり30箇所が採択され、工事費は7億6860万9千円と査定されまして、査定率は99.87%という結果でございます。本災害復旧工事は、早期完成を目指し順次発注事務を取り進めて参りますので、工事発注に伴いまして、関係者の皆様には、ご理解ご協力を賜われますようお願いいたします。

次に、令和4年度一次産業の概況につきましてご報告いたします。本年11月30日現在の新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、お手元にお配りした資料をご覧頂きたいと存じます。なお、農協数値につきましては、各市場からの報告に時間を要するなど30日現在での見込みということでご理解願います。

はじめに農産部門です。本年度の日高地方は牧草の収穫時期となります6月下旬及び8月中旬から下旬にかけて長雨が続きましたが、水稻の生育にとりましては、7月上旬から下旬にかけて高温で推移し日照時間も多くなったことから生育は順調に進み、胆振・日高地方における作況指数は105となり、作柄は「やや良」でございました。当町におきましては、高齢等の理由により他の耕作者へ水稻作付けを移譲した方や水稻から他の作物へ転換された方が4戸いらっしゃったため、作付面積は前年から16.7ha減少しました。これにより生産量が減少し、農協取扱数量は前年を129トン下回る513トンで、販売金額は前年を1900万円ほど下回る1億468万726円でございました。なお、製品につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、全量が一等米でございます。

次にそ菜でございますが、販売金額の総額は10億3928万1043円と前年を300万円ほど下回りましたが、引き続き10億円の大台を維持することが出来ました。このうち基幹作物でありますピーマンは、作付農家数が1戸増加しましたが、一部農家におきましてコロナ禍のため外国人労働力を確保することが難しく生産規模を縮小されたことから、作付面積は前年を0.43ha下回る24.38haとなりました。作柄におきましては、豊作年となりました前年と比較をしますと本年は平年並みの反収となりましたので、販売

数量は前年を222トン下回る2,158トンとなり、販売金額は9億7242万6182円でした。なお、その他の販売金額が前年より600万円ほど増加しましたが、これはピーマンとミニトマトの輪作体系の中で、本年度はミニトマトの作付けが増加したことによるものでございます。

次に畜産部門でございます。2ページをご覧ください。はじめに軽種馬でございます。本年度も多くの町内生産馬が中央競馬、地方競馬で好走を続けており、一昨日には海外G1勝利という嬉しいニュースも届きました。国内におきましても年末にかけ大きなレースが残っておりますので、1つでも多い勝ち鞍を期待したいと存じます。さて、北海道市場における軽種馬の販売状況につきましては、市場改革に取り組まれている関係者のご努力もあり、コロナ禍にも関わらず各セールとも活況に満ちた開催となり、市場全体の売却総額は150億1430万円で過去最高額を記録しました。このような中、市場に上場された町内生産馬は延べ頭数で505頭となり、うち357頭が売却されました。売却率こそ前年を下回りましたが、1頭当たり平均売却額は前年を上回り、売却総額は26億7256万円でした。酪農につきましては、前年から2戸の離農があり生産戸数が減少したことに加え、長引くコロナ禍の影響から牛乳や乳製品の需要が低下し、それに伴う在庫の積み増しから乳価が据え置かれたことから、乳量は前年から362トン減少し、乳代も前年を4100百万円ほど下回る9億2054万8千円となりました。肉用牛につきましては、主力となります黒毛和牛の素牛販売市場におきまして、前年並みの894頭を売却しましたが、配合飼料価格の高騰や長引く外食需要の低下のため取引価格の下落が続いており、売却額は前年を6400万円下回る6億2999万9千円となりました。また、肥育牛販売におきましても同様の理由から、売却額は前年を550万円下回る1億3398万1千円です。交雑種につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に水産部門でございます。3ページをご覧ください。本年4月から11月末までの漁獲状況についてご説明いたします。まず、秋さけでございますが、近年は海水温の上昇など環境の変化から不漁が続く、特に前年は赤潮の影響も重なり記録的な不漁でございました。その一方で、本年6月に公表された、道立総合研究機構さけます内水面水産試験場の来遊予測値では、えりも以西・日高沿岸地域には前年比200%増の来遊数が示され、関係者ともども期待をしていたところ、漁期前半から順調な水揚げが続き、漁獲量は予測値を上回る227トンとなり、漁獲金額は前年から1億2千万増の1億8532万8674円となりました。当町では直近5年間の最高値、最低値を除く5中3平均の252トンに迫る水揚げとなりましたが、この要因は漁獲物の多数を占める4年魚を放流した令和元年、春先の水温が稚魚の成育に適切だったものと推測されております。主力のタコにつきましては、前浜で水揚げされるミズダコ、ヤナギダコとも漁獲量が減っており、特にミズダコは令和3年9月から令和4年9月まで、毎月の漁獲量が前年同月を下回る異常な状況が続きました。品薄な状況のためkg当たり単価は高値で推移しましたが、漁獲量の減少が著しく、漁獲量は55トン、漁獲金額は5200万6890円といずれも前年を下回りました。ま

た、その他の漁獲量が前年より129トン減少しました。この要因となった魚種はブリとサバであり、資料に記載はありませんが、ブリが103トンの減、サバが30トンの減、合わせて133トンの大きな減少となりましたが、漁獲金額ではサバの取引価格が高値となり、サバは前年から100万円の増額となったため、その他の合計としては前年より増額となりました。前浜全体の漁獲量及び漁獲金額につきましては、漁獲に占める秋さけの割合が高いことから、記載のとおり前年実績を上回る成績となっております。なお、令和3年9月に北海道の太平洋沿岸で大規模な漁業被害をもたらした赤潮プランクトン「カレニア・セリフォルミス」につきましては、令和4年1月以降、道内全ての海域で継続したモニタリング調査を実施しており、現在までのところ新たな発生は確認されておりませんが、海水温の上昇は海洋環境を変化させ、魚類の生態系に大きな影響をもたらしております。ツブなど一部の魚種が回復の兆しにある一方、タコの減少は著しく、漁業者の苦境は続いておりますので、資源の早期回復を切に願うとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら漁業者支援の継続に取り組んでまいります。

次に、町有牧野のヨーネ病患畜の発生状況につきましてご報告いたします。町有牧野におけるヨーネ病については、本年1月に発生してから、感染牛の確認がされておりましたが、12月1日付けで、新たに1頭の感染が確認された旨、北海道日高家畜保健衛生所から通知がありました。同日、殺処分命令及び消毒指示に基づき、町有牛1頭について殺処分を行い、飼養していた第2牛舎について牛舎清掃及び消毒作業を行いましたのでご報告いたします。令和4年度の日高管内におけるヨーネ病の発生状況は、11月現在、5町21戸125頭に上っており、対策手段がなく、清浄化に至らない農家や新たに発生する農家が増えている状況であります。町有牧野におきましても、令和元年の発生から患畜牛として殺処分した町有牛は合わせて13頭となりました。清浄化を目指し、本年から獣医師の指導のもと、乳酸菌発酵飼料を給与する等、新たな試みも加えつつ対策を講じましたがこのような結果になり、誠に残念ではありますが、今後は、感染牛の発生傾向の考察を行う等、清浄化に向けた取組を更に検討しながら、ヨーネ病発生対策の基本となる、牛舎内の清掃、消毒作業を継続的に行うとともに、家畜保健衛生所及び獣医師の専門的な指導を仰ぎながら、清浄化に向けた牧野運営に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、報告案件1件、一般議案4件、令和4年度各会計補正予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際には、具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第3回定

例会以降の教育行政に関し、3点御報告させていただきます。

はじめに、学校及び認定こども園の臨時休業について申し上げます。学校及び認定こども園では、これまで同様、国及び道教委が示す新型コロナウイルス感染症に対するマニュアルや関係通知を踏まえた対策の徹底をしております。しかし、新型コロナウイルス感染症は収束することなく、新冠小学校及び認定こども園関係者の感染が判明いたしましたことから、感染状況の確認や感染拡大防止など感染症対策に万全を期すため、町感染症対策本部の方針として休業措置を決定したところでございます。休業措置の状況でございますが、認定こども園におきましては、9月13日に園関係者1名が感染、15日に4名の感染が判明したことから、9月13日から19日までの7日間、対象学年を学年閉鎖措置とし、また、9月15日から19日までの5日間、対象学年を学年閉鎖措置といたしました。加えて、12月9日に1名の感染が判明したことから、12月9日から13日までの5日間、対象学年を学年閉鎖措置といたしました。新冠小学校におきましては、休日の10月9日、翌10日に学校関係者4名が感染、11日には3名の感染が判明したことから、対象学年を10月11日から16日までの6日間、学年閉鎖措置といたしました。なお、休業期間中の対象学年の感染者は、12月12日現在、認定こども園関係者6名、新冠小学校関係者8名となっております。保護者の皆様はもとより町民の皆様には、大変ご心配をおかけしたと存じます。今後におきましても、基本的な感染症対策を徹底し、子どもの健康保持及び感染拡大防止に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小学校統合に係る進捗状況について、申し上げます。去る12月2日に、朝日小学校の閉校に関わり、関係自治会及びPTAで組織する、朝日小学校閉校記念事業実行委員会が設立されました。実行委員会では、閉校のための記念誌や惜別行事を計画しておりますことから、教育委員会では補助金による支援の提案をいたしました。閉校式につきましては、令和6年2月を予定しております。閉校に関わる行事については、閉校式式典は、町・教育委員会が行い、閉校の記念に関わる行事については、実行委員会が行うことで、取り進めているところでございます。また、小学校統合準備委員会会議については、計画どおり、10月25日に、第3回会議を招集させていただき、保護者の皆様からご心配をいただいております「通学バス」、「災害対応」、「交流学习」に関わる取組について、7月15日に朝日小学校保護者、10月6日に新冠小学校保護者に対し説明会を開催したことを報告し、協議をいたしました。会議では、特に災害対応について、大津波を想定した際の避難先、避難方法に対し、保護者の皆様からご意見をいただいたこと踏まえ、学校の避難マニュアルの見直しを検討するなど協議を進めているところでございます。協議や検討状況につきましては、広報誌等で周知するなど、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧な説明に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和4年度新冠町少年国内研修交流事業について、申し上げます。3年ぶりの実施となります今年度の少年国内研修交流事業は、明年1月11日から14日の日程で研修

先を当初計画のとおり沖縄県とすることで取り進めております。これまで2年間事業を中止とした経過措置として、参加者を30名に増員し募集したところ、定員を超える応募がございまして、作文と面接選考により参加者を決定し、今月1日から事前研修を開始しているところであります。現在、国内において新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますことから、事前研修、本研修ともに感染対策に努め、現地で感染した際の対応も想定しながら、慎重に事業を進めて参ります。また、本年度は、交流先であります沖縄県金武町中川区子ども会の3年に1度の北海道研修の年でございまして、明年、2月23日から24日の日程で、引率を含め総勢28名の研修団が来町される予定です。交流が始まりました平成24年度から、当町の研修生が現地での交流会等でお世話になっておりますので、感染対策に留意しながら、両町の子供たちにとって有意義な交流の機会となるよう準備を進めたいと考えております。なお、受け入れは、本年度の研修生と保護者を中心にした実行委員会を組織し、交流会を計画してございまして、かかる経費につきまして、本定例会に補正予算を計上させていただいておりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第4回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程5 報告第10号

○議長（荒木正光君） 日程第5、報告第10号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程6 報告第11号

○議長（荒木正光君） 日程第6、報告第11号株式会社新冠ヒルズの経営状況及び生産終了の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 報告第11号、株式会社新冠ヒルズの経営状況及び清算終了の報告をさせていただきます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新冠ヒルズの経営状況及び清算終了について、別紙のとおり提出するものでございます。

株式会社新冠ヒルズは、町が示した第三セクターの将来展望を受け止め、社会情勢及び経営環境等を深慮、推し測り、会社解散の決断をし、およそ24年間に及ぶ会社の歴史に幕を降ろす決断を致しました。今回報告する経営状況の報告は、最終の経営報告である決算報告と会社の残余財産の整理を終えた清算終了の報告の、2つの報告になります。なお、いずれの報告も清算代理人である弁護士と顧問税理士によるものであることを申し添えます。提出のありました報告第11号資料によりご説明致します。

最初に決算報告をしますので、2ページをお開きください。令和3年度営業概況報告です。冒頭一段落目と二段落目には、会社解散の決断に至った経緯と社会的責任の全う、そして出資者に対する謝罪が記載されています。三段落目には、新型コロナウイルス感染症まん延による経営環境の悪化、そして温泉湯場ポンプ緊急停止による復旧作業のため2月、3月の2カ月間全館休業せざるを得なかったなど、偶発的な出来事によって経営は困難を極めた旨記載されています。また経営困難の状況は、各種の営業実績に現れ、各種営業実績は全て前年度比大きなマイナスとなっています。下段には営業実績を記載していますので、後刻ご覧いただきたいと思えます。結果として、4期連続の赤字となっています。ここで損益計算書の説明を致しますので、5ページをお開きください。なお説明に当たりましては、△の記載をマイナスと読み替えて説明しますので、よろしくお願ひ致します。総売上高は、1億8165万576円、総売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差引いた営業損失は、6824万4743円という結果でした。営業損失に営業外収益を加算し、営業外費用を差引いた経常利益は、231万6197円ですが、令和3年度は会社解散に伴う財産処分を行っており、固定資産除却損631万7103円、及び法人税、住民税及び事業税16万5066円を差し引いた結果、当期純損失416万5972円という営業結果となっています。7ページをお開きください。株主資本等変動計算書です。右の額上から2段目、マイナス7784万3913円は、これまでの繰越利益剰余金、即ち累積損失の額になります。これに今申し上げました当期純損失416万5972円を加算したマイナス8201万4885円が株式会社新冠ヒルズの最終の繰越利益剰余金、即ち累積損失です。

次に貸借対照表の説明をしますので、4ページにお戻りください。資産の部、流動資産計6269万2311円、固定資産計761万1527円、資産合計7030万3838円です。負債の部、流動負債計783万223円、固定負債計6448万8500円、負債合計7231万8723円です。純資産の部、繰越利益剰余金マイナス8201万4885円であり、純資産合計マイナス201万4885円です。負債・純資産合計7030万3838円。資産合計と同額です。以上が令和4年3月29日株式会社新冠ヒルズ解散時点における決算報告です。

次に清算報告を致しますので、8ページをお開きください。記載の収支計算書は、全ての清算事務を終えた後の清算終了時の収入、支出の額です。上段の表をご覧ください。解散時点の令和4年3月29日から同年8月31日までの期間、清算株式会社新冠ヒルズが

資産の処分、債権の回収、その他の行為によって得た収入の額は、3183万5526円です。主に町からの最終の指定管理料884万224円、そのほか町へ売却した備品（O P Sシステム）220万円となっています。下段の表をご覧ください。解散時から8月31日までの清算株式会社新冠ヒルズが債務の弁済、清算費用の支払い、その他の行為による支出の額は、9253万5817円です。主に固定資産税、社会保険料などの未払費用383万5008円、及び長期借入金6448万8500円、借受金の支出分1810万2130円などが主だった支出となっています。最上段にあります、解散時の現金及び預金の額6070万291円に収入額3183万5526円の合計額9253万5817円から支出額9253万5817円を差し引いた残余財産の額は、ゼロ円となります。9ページをお開きください。清算結了時の決算報告書となります。今申し上げました収支の結果として、3、現在の残余財産の額はゼロ円、4、株主に対する分配額はゼロ円となる清算報告となっています。

以上が報告第11号、株式会社新冠ヒルズの経営状況及び清算結了の報告です。よろしくお願い致します。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。報告第11号については、報告のとおり受理することといたしたいと思えます。

◎日程7 認定第1号～日程13 認定第7号

○議長（荒木正光君） 日程第8、認定第1号、令和3年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号、令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号、令和3年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号、令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号、令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第6号、令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第7号、令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました各会計決算認定は、9月13日招集の第3回定例会において、令和3年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、御手元に配付のとおり、議長に報告書が提出されております。審査結果について、令和3年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

酒井益幸委員長。

○8番（酒井益幸君） 令和4年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を、新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、審査事件審査の期間、審査の経過は、御手元に配付した印刷物のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ、報告といたします。

審査結果、審査意見、本委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を附す。令和3年度経常収支比率は84.3%で、前年度と比較し5.5ポイントの減となった。これは、収入では、依存財源である普通交付税が増加したことに加え、町税収入及びふるさと納税など寄附金の増加によるものである。自主財源の柱である町税全体の収納率は、前年比1.4ポイント上昇し、94.6%となった。収納率の上昇は9年連続であり、継続した納税への取組が効果を上げているものと思われる。更にふるさと納税収入寄附金が大きく増額し、自主財源では町税に次ぐ構成割合となっている。今後、ロシアのウクライナ侵攻や、新型コロナウイルス感染症に加え、円安による物価上昇により、地方経済への悪影響が懸念されることから、自主財源のさらなる確保や創出に加え、事務事業の見直しを行うなど、経常収支比率の引き下げに向けた効果的な財政運営に期待する。

以上で報告を終わります。

○議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

次に、認定第1号、令和3年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号、令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号、令和3年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号、令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号、令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号、令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号、令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎日程14 議案46号

○議長（荒木正光君） 日程第14、議案第46号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第46号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。説明につきましては、御手元に配付しております。議案第46号説明資料により行わせていただきますのでそちらをご覧ください。

国家公務員の給与の改定のため、本年8月、人事院より月例給及び特別給を引き上げる勧告がなされております。これを受け、国家公務員における、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立・公布されたことから、当町における給与条例について改正するものです。改正内容についてですが、まず（1）月例給につきましては、人事院が行った給与実態調査において、国家公務員の月例給が民間給与を921円、率にして0.23%下回ったことを受け、一般職の大卒初任給を3000円、高卒初任給を4000円引き上げるほか、俸給表のうち、30歳台半ばまでに適用される号給に対し、平均0.3%の引き上げ改定を行うものです。次に（2）特別給につきましては、国家公務員の支給率が民間支給率を0.11カ月下回ったことを受け、現行の年間4.3カ月分の支給率を、4.4カ月分に引き上げるものです。表の上段、一般職におきましては、12月の勤勉手当を0.1カ月分引上げ、来年度以降は、6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ0.05カ月分引き上げる内容となっております。表の下段、再任用職員における引上げ幅は、0.05カ月分となりますが、一般職同様に、12月の勤勉手当を0.05カ月分引上げ、来年度以降は6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ0.025カ月分引き上げる内容となっております。議案書の20ページへお戻りください。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月1日適用されますが、第2条に規定する令和5年度以降の勤勉手当支給率の改定は、令和5年4月1日から施行し、第1条に規定する俸給表の改定及び令和4年12月の勤勉手当支給率の改定は、令和4年4月1日から適用することとしています。

これにより、令和4年12月の勤勉手当支給率の改定と令和5年度以降の特勤勉手当支給率の改定を2段階で施行するほか、俸給表の改正を令和4年4月に遡って適用する内容となっております。

以上が議案第46号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第46号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程15 議案第47号

○議長（荒木正光君） 日程第15、議案第47号、新冠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第47号、新冠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり定めようとするものです。説明につきましては、御手元に配付して
おります議案第47号説明資料により行わせていただきますので、そちらをご覧ください。

初めに経過といたしまして、北海道町村等監査委員協議会の定例大会における決議に
よりまして、各町村の監査委員制度の充実整備のため、委員報酬の増額が求められて
おり、これを受け当町の委員報酬の実態を調査したところ、全道の町村平均を大きく
下回るほか、管内各町と比較しても最低であることから、報酬額の見直しを行おう
とするものでございます。また、監査委員報酬と同額としている農業委員及び教育
委員につきましても、同様に管内最低の状況であることから、あわせて見直そう
とするものでございます。

中段2の調査結果の表をご覧ください。現行報酬額を管内町村と比較し高い順位
ごとに並べて記載してございます。網かけの部分、当町が全ての委員区分において
管内最低となっている状況です。この見直しに当たりまして、下段3の表に記載
のとおり複数の算出方法により検討いたしました。AからEまでの3種のうち、
今後推進する行財政改革を考慮しまして、委員の管内で人口規模が同規模の、
様似・えりも・平取の三町の平均による算出方法を採用してござい
ます。その結果、代表監査委員及び農業委員会会長が、現行の月額
3万8700円から3800円増の4万2500円に、議会選出監査委員、
農業委員会委員、教育委員会委員が現行の月額3万600円から
3700円増の3万4300円となり、それぞれ管内7町のうち5番目の
順位に引き上げることとなります。議案書の1ページにお戻り
ください。附則でございましてこの条例は、令和5年4月1日
から施行するものです。

以上が議案第47号、新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第47号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ありませんので討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程16 議案48号、日程17 議案49号

○議長（荒木正光君） 日程第16、議案第48号、新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第49号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。以上2件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第48号、新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、また、関連があります、議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。説明につきましては御手元に配付しております、議案第48、49号説明資料により行わせていただきますので、そちらをご覧ください。

まず、条例改正の目的についてですが、令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から、地方公務員の定年年齢が段階的に引上げられ、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度の導入及び定年前再任用短時間勤務制度等が設けられたことから、新冠町職員の定年等に関する条例の一部改正を行い、また、定年の段階的引上げに関して整備が必要となる条例について、一括で所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてです。議案第48号新冠町職員の定年等に関する条例の一部を

改正する条例により、(1) 職員の定年年齢の引上げを行い、定年年齢を65歳とし、定年は令和5年度から令和13年度にかけて、段階的に2年に1歳上げます。(2) 役職定年制度の導入については、管理職手当を受ける管理監督職員を役職定年の対象とし、60歳以降は、管理職以外の職になります。(3) 定年前再任用短時間勤務制度の導入については、60歳に達した日以後、引上げ後の定年前に退職したものを、短時間勤務の職に採用することができる規定の改正を行い、また、議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定により、(1) 暫定再任用制度を導入し、定年が段階的に引上げられる計画期間においては、現行の再任用制度と同様の規定を定めます。(2) 60歳に到達した職員の給与については、60歳に達した職員の給料月額を60歳到達前の給料月額の7割水準とする規定の改正を行います。また、(3) 地方公務員法の一部改正に伴う引用条項等の整備が必要な条例を、当条例により一括して改正いたします。裏面の2ページに移りまして、このたび改正する条例及び廃止する条例は、記載のとおりでございます。次に施行期日ですが、議案第48、49号の施行期日は、令和5年4月1日からとします。ただし、議案第48号に係る附則第11条による、定年退職予定者への情報提供及び意思確認行為を行うための規定については、公布の日から施行します。

以上が議案第48号、新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第48号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○1番（武田修一君） 1番、武田です。趣旨としては少子高齢化ということが、言われております。今後このことで、新卒者途中採用も含めて、そういった採用に影響がないかどうかあるか。その辺りの考え方がかたがたでしよう。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 端的に申しますと、これまで退職して、その補充で新規採用しているというこういうローテーションできておりますから、そういう意味では、定年が60歳から段階的で65歳となるこの伸びる期間新規採用ということは、基本的に今までの形であれば、新規採用ということはないということでございます。ただし、そういった形になりますと将来的に、組織的な年齢構成等々に支障は出てくるということと、若い職員を採用しての人材育成ということがなかなか難しくなってきます。そういうことから、国の方からは、職員の採用については平準化を図って、採用するよにというよな通知が来てございます。ただ御存じのとおり当町は、非常に規模が小さい自治体でございます。そういう中で、定員に達してプラスアルファで職員を採用していくということは、一

方で財政的な負担も伴うということになってきます。これについては、国の方で、そういったものに係る財政措置というものが、されるのが1番よろしいんですけども、そういったことの情報もとりながら、しかしながら将来的な役場の組織というものを両方考えて、人の推移、等々を見ながら、方針等固めてまいりたいと思います。その際にはですねそういった方針が固まりましたらまた、議会のほうにも御相談させていただきたいと思っておりますので、今の段階では、そういった支障はあるということが、はっきりしているということでございます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） 今の課長の説明でよく理解はするんですけども、少子高齢化がますます進んでいきます。ですからこそ若い人の採用もやはり大事になってくる。説明にありましたように、そのまちの活力にもやっぱりつながる存在にさらに大きくなっていくということですから、その辺はそのバランスって本当に難しいなと思いますけども、その辺も、若い人の採用についても、引き続き慎重な検討は続けていきたいなというふうに思っておりますけど如何でしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長

○町長（鳴海修司君） 総務課長が申しあげましたように、国の状況だとか、町の状況を見ながら判断していくこととなりますので、議員の希望も分かりますけども、財政的なもの全てを見た中で進めていく形を取りたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 10番、芳住です。短時間勤務のことについてお伺いしたいんですけども。短時間勤務ってちょっと僕たちに、なじみのない言葉であるんですけども、例えばどういう職を想定しているかお聞きしたい。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず、短時間勤務の制度で適用する職、これについてはですね特段定めがないので、調整した中で、町の求める職、希望する職、こういったマッチングをしながらですね、人事配置ということやっていくってことなんで、一般的に一般職の我々一般事務職の中で、職につくと、それから短時間ということなので、我々の、通常1年間通して、通常の勤務時間よりも短く希望して、調整、週に何日間だとか、こういうことの中で希望に応じて、その方の実態に合って勤務ができるというような制度となっております。以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 説明資料の1ページの下から2行目にですね、7割水準という言葉があるんですけども、7割とするというんであれば十分理解出来ますけれども、水準

の意味というふうに、今どういうふうに捉えればいいんですか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 端的に言いますと7割ということでございますけども、国の方からの通達で7割水準という言葉を使っていますんで、それを引用しているということでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

堤委員。

○11番（堤俊昭君） 国がやれって言うんだからやるっていうのはわかりますけれどもね、7割水準ですから、7割でないということも、例えば6割、例えば8割ということも考えられるということですか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） こちらは7割ということで御理解いただきたい。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより、議案第49号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 12 時 57 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程 18 議案第 50 号

○議長（荒木正光君） 日程第 18、議案第 50 号、令和 4 年度新冠町一般会計補正予算を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第 50 号、令和 4 年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開き願います。このたびは 7 回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3 1 3 4 万 5 千円追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 0 億 9 5 4 3 万 4 千円にしようとするものです。初めに地方債の補正がありますので、6 ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正。1、変更でございます。起債の目的、農道保全対策事業は、辺地債を借入れ、道営事業により実施した道道平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路整備で、事業費確定に伴い限度額 3 3 8 0 万円を変更後 1 2 7 0 万円減の 2 1 1 0 万円にしようとするもの。農業水利施設等整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施した、明和地区明渠排水柳谷地先排水路整備工事に係る防災減災対策事業で、事業費確定に伴い限度額 1 1 7 0 万円を変更後 4 0 万円減の 1 1 3 0 万円にしようとするもの。橋梁長寿命化事業は、道路メンテナンス補助金を活用し、辺地債を借入れ実施した、営林橋及び豊年橋整備工事並びに、過疎債を借入れ実施した、東泊津 1 号橋及び中野橋整備工事、節婦小橋調査設計業務委託の事業費確定に伴い、辺地債が 1 6 9 0 万円から 1 8 0 万円増の 1 8 7 0 万円に、過疎債が 8 3 0 万円から 1 5 0 万円減の 6 8 0 万円となるもので、限度額 2 5 2 0 万円を変更後 3 0 万円増の 2 5 5 0 万円にしようとするもの。地域住宅整備事業は、公営住宅 建設事業債を借入れ、社会資本整備総合交付金を活用して実施した、ひがつら団地外部改修工事で、補助率の引上げによる補助金の増額及び事業費確定に伴い、限度額 9 3 0 万円を変更後 1 1 0 万円減の 8 2 0 万円にしようとするもの。河川整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施する、元神部川庄野地先河床洗堀防止対策工事ほか 1 件に係る防災・減災対策事業に、8 月大雨災害に係る町単独災害復旧事業の里平川国保地先河床洗堀防止対策工事ほか 3 件を追加し、限度額 9 0 0 万円を変更後 7 6 0 万円増の 1 6 6 0 万円にしようとするもの。緊急浚渫推進事業は、緊急浚渫推進事業債を借入れ実

施する、比宇川河道内整備工事ほか2件に係る防災・減災対策事業に、8月大雨災害に係る町単独災害復旧事業の比宇川小田島橋下流河道内整備工事ほか2件を追加し、限度額1640万円を変更後1470万円増の3110万円にしようとするもの。臨時財政対策債は、地方交付税財源の不足額を確保するために国に代わり町が発行する起債で、普通交付税の決定に伴い、限度額4000万円を変更後852万8千円減の3147万2千円にしようとするもの。現年発生補助災害復旧事業は、8月大雨災害に伴う復旧に係るもので、8月の専決処分により国庫負担50%を見込み発注した公共土木施設災害復旧工事査定調査設計業務委託料のうち3054万7千円分が、国及び道の指導により国庫負担80%の対象になることとなったため、8月専決分の事業債2590万千円を減額し、本復旧工事に係る公共土木施設災害復旧工事実施調査設計業務委託料に減額した委託料分3054万7千円を組み入れ、合計7297万4千円の事業費から国庫負担金80%分5837万9千円を差引いた1459万5千円を起債の対象とするもので、限度額2590万円を変更後1140万円減の1450万円にしようとするものです。

次に、事項別明細書、歳出より説明致しますので、16ページをお開き願います。はじめに、人件費に係る補正のうち、人事院勧告に基づく給与改定分の影響額として、期末手当を0.1カ月分引上げとともに、初任給及び若年層の俸給月額引上げにより、一般会計全体で2節給料が120万3千円、3節職員手当が404万2千円、4節共済費が80万7千円、18節負担金補助及び交付金が9万9千円それぞれ増額、合計で615万1千円の増額となっております。また、10節需用費の光熱水費及び燃料費の増額につきましては、各価格の高騰によるもので、当初予算編成時の令和3年11月時点と本年11月時点の単価の差額と年間使用量の実績見込みにより算出しております。電気は、契約種別や契約容量等により異なりますが、高压契約で30～40%程度上昇、低压契約で20～30%程度上昇しており、燃料関係では、ガソリンがリッター当たり19円58銭、約13%上昇、軽油がリッター当たり18円70銭、約15%上昇、重油がリッター当たり35円75銭、約37%上昇、灯油がリッター当たり33円33銭、約33%の上昇となっております、一般会計全体で電気料が1996万7千円、燃料費が1180万5千円それぞれ増額、合計で3177万2千円の増額となっております。人件費及び、需用費の光熱水費並びに燃料費の増額については、只今申し上げた理由でございますので、各目における説明は省略させていただきますので、ご了承願います。それでは、説明に入ります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費11万2千円の追加は、給与改定によるもの。17ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4935万円の追加。7節報償費3718万円の増額及び、11節役務費766万円の増額は、ふるさと納税寄附金1億2千万円の増額を見込み、返礼の特典購入費及び収納代理業者決済手数料等を計上。これにより、ふるさと納税寄附額の累計は2億2千万円を見込むこととなります。12節委託料109万9千円の増額は、令和5年度当初予算から予算書の様式を事業別予算書に変更するため、システム改修を行うもの。これにより、より分かり易くなるとともに

提案説明の簡素化及び、時間の短縮を図ろうとするものでございます。3目財産管理費90万4千円の減は、入札による執行残。18ページに移ります。5目企画費667万円の追加。10節需用費53万3千円の増額は、コミュニティバス車両の修繕増加によるもので、詳細は、説明資料1ページのとおりです。11節役務費63万7千円の増額は、道道の支障移転及びN T T柱建替えに伴う光ケーブル移設等手数料を計上。詳細は、説明資料2ページのとおりです。なお、道道の支障移転に対し、32万3千円が補償費として歳入となります。24節積立金550万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金として法人2社からの寄附金を積み立てるものです。8目諸費32万6千円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、街路灯組合運営費補助金25万5千円の増額は、電気料の値上げによるもの。街路灯新設改良事業補助金7万1千円の増額は、既存街路灯1灯の故障に伴う改良に対するもので、詳細は、説明資料3ページのとおりです。9目財政調整基金費7万2千円の追加は、新栄及び緑丘の町有地、延べ2万2688㎡の売払い収入を基金へ積立てるもの。11目ふるさとづくり基金費9585万円の追加は、24節積立金で、1つ目に、ふるさと納税寄附金分として、寄附金額1億2千万円の増額を見込み、返礼特典品購入費3718万円及び収納代理業者決済手数料等766万円を差引いた7516万円の増額。2つ目に、ふるさと納税以外の寄附金分として、個人3名から頂いた2009万円の増額。3つ目に、奨学金貸付金の一括返還分として、1名分60万円の増額です。19ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費58万4千円の追加は、給与改定によるもの。2目賦課徴収費47万6千円の追加は、収納代理金融機関として新たに日高信用金庫を追加したことから、口座振替に係るシステム調整及び事前テスト用ファイル作成等の業務を委託するもので、詳細は、説明資料4ページのとおりです。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費9万5千円の追加は、給与改定によるもの。20ページに移ります。4項選挙費、3目北海道知事・道議議員選挙費370万3千円の追加は、令和5年4月9日執行の知事及び道議選挙に係る増額で、令和5年3月31日までの執行予定分を計上。21ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費5万2千円の減は、統計調査費交付金の決定に伴うもの。22ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1686万8千円の追加。18節負担金補助及び交付金41万3千円の増額は、社会福祉協議会補助金で、町職員の給与改定に準じた人件費等の増額及び、ふれあいフェスタ中止による減額等となっており、詳細は、説明資料5ページのとおりです。19節扶助費1488万1千円の追加。更生医療給付金1106万4千円の増額は、対象者が2名増加したことによるもので、詳細は、説明資料6ページのとおりです。障害児通所給付費等支給費381万7千円の増額は、実利用者が8名増加したことによるもので、詳細は、説明資料7ページのとおりです。27節繰出金102万1千円の増額は、国民健康保険特別会計で説明いたします。2目老人福祉費1188万3千円の追加。12節委託料255万円の増額。ふれあい夕食事業委託料129万3千円の増額は、配食見込数の増加によるもの。高齢者等生活援助事業委託料125万7千円の増額は、介護収入の減及び

給与改定に準じた人件費の増額等で、詳細は、説明資料 8 ページのとおりです。18 節負担金補助及び交付金 89 万 2 千円の増額は、派遣職員の人件費差額分及び給与改定によるもので、詳細は、説明資料 9 ページのとおりです。27 節繰出金 844 万 1 千円の増額は、介護サービス特別会計で説明いたします。3 目後期高齢者医療費 210 万 9 千円の減。18 節負担金補助及び交付金 85 万円の増額は、療養給付費負担金で令和 4 年度負担金確定によるもの。27 節繰出金 295 万 9 千円の減額は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。23 ページに移ります。4 目地域包括支援センター費 356 万 8 千円の追加。2 節給料から 4 節共済費までの増額は、恵寿荘から保健福祉課への人事異動による 1 名増員及び、給与改定によるもの。12 節委託料 72 万 7 千円の増額。介護予防サービス計画費委託料 68 万 6 千円の増額は、新規利用者の増加及び居宅介護支援事業所の変更による委託連携加算の増加によるもので、詳細は、説明資料 10 ページのとおりです。生活支援体制整備事業委託料 4 万 1 千円の増額は、給与改定に準じた社協職員の人件費分。5 目老人福祉施設費 178 万 2 千円の追加は、新冠・節婦両老人憩の家並びに高齢者共同生活施設に係る、電気料及び燃料費の高騰によるもの。6 目社会福祉施設費 41 万 8 千円の減は、入札による執行残。7 目生活館費 9 万 2 千円の追加。4 節共済費 1 万 4 千円の増額は、会計年度任用職員の標準報酬変更によるもの。24 ページに移ります。2 項児童福祉費、2 目児童福祉施設費 41 万 8 千円の減は、児童館の会計年度任用職員 1 名が 6 月 30 日に退職し、後任の採用が 9 月 9 日になったことによる不用額の減額。25 ページに移ります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 107 万円の追加は、給与改定及び燃料費の高騰によるもの。2 目予防費 31 万 2 千円の追加。12 節委託料 23 万 1 千円の増額は、各種健診等の受診者数が増加したもので、詳細は、説明資料 11 ページのとおりです。22 節償還金利子及び割引料 8 万 1 千円の増額は、令和 3 年度に概算受領した風しん抗体検査補助金について、件数の確定により減少分を返還するもの。3 目環境衛生費 73 万 5 千円の減。4 節共済費 2 万 6 千円の減額は、会計年度任用職員の標準報酬変更によるもの。18 節負担金補助及び交付金 126 万 8 千円の減。町内住宅等蜂の巣駆除補助金 27 万 9 千円の減額は、駆除件数減少によるもの。合併処理浄化槽設置整備事業補助金 148 万 9 千円の減額は、事業実績に基づくもので、詳細は、説明資料 12 ページのとおりです。危険空家等除却補助金 50 万千円の増額は、家屋 1 棟の追加によるもので、詳細は、説明資料 13 ページのとおりです。4 目診療所費 2289 万 6 千円の減額は、27 節繰出金で、国保診療所特別会計で説明いたします。26 ページに移ります。2 項清掃費、1 目清掃総務費 940 万 6 千円の追加は、日高中部衛生施設組合負担金で、電気料及び燃料費の高騰によるものです。3 項水道費、1 目地区水道費 29 万 2 千円の追加は、8 月大雨による里平水源地管理道路流出復旧費等に係る負担金の増額です。2 目簡易水道費 99 万 1 千円の減は、27 節繰出金で、簡易水道事業特別会計で説明いたします。27 ページに移ります。5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 62 万 5 千円の追加。11 節役務費 9 万 2 千円及び 17 節備品購入費 42 万 9 千円の増額は、全額道費補助により実施

する農業委員会情報収集等業務効率化支援事業に係る、タブレット11台購入とその通信料等を新たに計上するもので、詳細は、説明資料14ページのとおりです。2目農業総務費197万9千円の追加。18節負担金補助及び交付金176万9千円の増額は、全額国庫補助により実施する経営所得安定対策交付金手続きのオンライン化に向けた、システム移行に係る補助金を新たに計上するもので、詳細は、説明資料15ページのとおりです。3目農業振興費1321万8千円の減。12節委託料16万5千円の減額及び、14節工事請負費64万2千円の減額は、入札による執行残。16節公有財産購入費24万円の増額は、排水路敷地用地買収に係るもの。18節負担金補助及び交付金1270万4千円の減額は、事業費の確定によるもの。28ページに移ります。5目牧野管理費108万6千円の追加。1節報酬105万5千円の増額は、募集していた月額会計年度任用職員が採用に至らなかったため、日額の会計年度任用職員に変更して対応するもの。2節給料から4節共済費までの減額は、会計年度任用職員の未採用1名分及び、2名退職によるもの。8節旅費1万5千円の増額。費用弁償8万4千円の増額は、日額の会計年度任用職員に係る通勤の費用弁償。普通旅費6万9千円の減額は、新型コロナの影響により枝肉視察中止によるもの。10節需用費604万8千円の増額は、いずれも価格高騰によるもの。14節工事請負費16万5千円の減額は、入札による執行残。18節負担金補助及び交付金2万3千円の増額は、ヨーネ病自主検査対策補助金で放牧預託頭数の増加によるもの。29ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費17万5千円の追加は、給与改定によるもの。4目森林公園費59万5千円の減は、入札による執行残。3項水産業費、1目水産業振興費5万1千円の追加は、給与改定によるもの。30ページに移ります。6款商工費、1項商工費、2目観光費649万8千円の追加。12節委託料615万8千円の増額は、新冠温泉の旧指定管理者である新冠ヒルズが販売した割引入浴回数券の、令和4年4月1日以降の利用者使用分については、現指定管理者の北海道ホテル&リゾートの収入の減となることから指定管理料により補填するもので、詳細は、説明資料16ページのとおりです。31ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費11万円の減は、入札による執行残。2目道路維持費2万円の減。10節需用費22万2千円の増額は、公用車用燃料費で、8月大雨災害に伴い公用車の運行が大きく増加したことによるもの。12節委託料40万1千円の減額は、入札による執行残。16節公有財産購入費15万9千円の増額は、町道未処理用地買収に係るもの。3目道路新設改良費3万9千円の減。14節工事請負費39万7千円の減額は、入札による執行残。32ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費2298万4千円の追加。12節委託料5万2千円の減額は、入札による執行残。14節工事請負費2237万6千円の増額は、8月大雨災害に係る町単独災害復旧事業について、財政措置のある緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用して事業を実施するもので、緊急浚渫推進事業として、比宇川小田島橋下流河道内整備工事ほか2件、詳細は、説明資料17ページ、緊急自然災害防止対策事業として、里平川国保地先河床洗堀防止対策工事ほか3件、詳細は、説明資料18ページのと

おりで、合計2245万円を増額するほか、入札による執行残7万4千円を減額するもの。

15節原材料費66万円の増額は、大雨洪水監視用の量水標3枚、水位標示板4枚購入に係るもの。3項住宅費、1目住宅管理費150万円の追加は、公営住宅の退去5戸に伴う退去後の室内修繕に係るもの。2目住宅建設費120万3千円の追加。12節委託料163万7千円の増額は、次年度に予定していた、ひがつら団地外部改良工事耐力度調査業務及び改良住宅用途廃止アスベスト含有調査業務に対する補助が、本年度において補助率45%が50%に引上げとなることから、事業を前倒して実施するもの。14節工事請負費55万円の減額は、入札による執行残。33ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費71万8千円の減は、27節繰出金で、下水道事業特別会計で説明いたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費122万8千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金21万7千円の増額は、給与改定及び電気・燃料費の高騰によるもの。日高中部消防組合支署経費負担金144万5千円の減額は、歳入における前年度繰越金291万円増額の予算化と、歳出の給与改定による146万5千円増額の差引き額を計上。34ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費556万2千円の減。13節使用料及び賃借料20万円の減額は、校務支援システムの導入で、6月から7月に変更となり、1カ月分が不要となったことによるもので、詳細は、説明資料19ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金44万千円の増額。教育振興補助金50万円の増額は、男子バレー部及び卓球部の全道大会出場経費に対する補助金で、詳細は、説明資料20ページのとおりです。20節貸付金628万8千円の減額は、奨学金の貸付が、当初見込みより10名少なかったことによるもので、詳細は、説明資料21ページのとおりです。3目住宅費12万1千円の減は、教員住宅改修工事の入札による執行残で、詳細は、説明資料22ページのとおりです。35ページに移ります。

2項小学校費、1目学校管理費436万2千円の追加は、電気料及び燃料費の高騰によるもの。3項中学校費、1目学校管理費336万4千円の追加は、電気料及び燃料費(灯油)の高騰によるもの。36ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費149万6千円の減。1節報酬47万1千円の増額は、職員の病気休暇に対応するパート職員に係るもの。2節給料から4節共済費までの減額は、欠員となっている保育教諭1名が採用に至らなかったことによる減額及び、職員の育休に伴う会計年度任用職員1名増員並びに、給与改定による増額の差引額です。8節旅費1万6千円の増額は、代替パート職員の勤務回数増加に伴う通勤の費用弁償。37ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費73万9千円の追加は、給与改定によるもの。38ページに移ります。2目レ・コード館事業推進費65万9千円の追加。2節給料から4節共済費までの減額は、会計年度任用職員2名の退職によるもの。12節委託料30万9千円の減額及び、14節工事請負費77万円の減額は、入札による執行残。3目図書費4万1千円の追加は、会計年度任用職員の標準報酬変更に伴う増額です。39ページに移ります。4目青少年育成費19万5千円の追加は、沖縄県金武町中川地区子ども会受入事業に係る補助金の増額で、詳

細は、説明資料23ページのとおりです。5目郷土資料館費16万8千円の追加。11節役務費5千円の減額は、事業の合同実施により傷害保険料が不要となったことによるもの。6目青年の家費43万5千円の追加は、電気料及び燃料費の高騰によるもの。7目町民センター費143万7千円の追加。修繕料41万8千円の増額は、トレーニングルームランニングマシン1台の故障に対応するもので、詳細は、説明資料24ページのとおりです。40ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費29万5千円の追加は、給与改定によるもの。2目体育施設費20万2千円の追加は、スポーツセンターに係る燃料費の高騰によるもの。7項学校給食費、1目学校給食費48万9千円の追加は、燃料費高騰による増額で、詳細は、説明資料25ページのとおりです。41ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費3111万7千円の追加は、去る8月15日～16日の大雨災害に伴う復旧に係るもの。12節委託料3130万5千円の増額は、8月の専決処分により国庫負担50%を見込み発注した、公共土木施設災害復旧工事査定調査設計業務委託料のうち3054万7千円分が、国及び道の指導により国庫負担80%の対象になることとなったため、入札執行残と合わせ4166万9千円を減額し、本復旧工事に係る、公共土木施設災害復旧工事实施調査設計業務委託料に、減額した3054万7千円分を組み入れ、合計7297万4千円を増額するもので、詳細は、説明資料26ページのとおりです。13節使用料及び賃借料18万8千円の減額は、実施確定による執行残。11款公債費、1項公債費、1目元金14万6千円の追加は、平成24年度臨時財政対策債について、借入から10年が経過したことによる利率見直しに伴う元金償還の増額です。2目利子71万円の追加は、平成24年度臨時財政対策債について、同じく10年が経過したことによる利率見直しに伴い31万2千円が減額、また未確定であった令和3年度借入分利率確定に伴い102万2千円が増額、この差引分を計上しています。

次に、歳入について、説明いたしますので、9ページをお開き願います。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2935万1千円の追加は、交付額の決定によるもの。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金112万4千円の減は、認定こども園における有料入園児の減少等に伴う保育料の減額です。13款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料60万1千円の追加は、ふれあい夕食利用食数増加に伴うものです。10ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金763万7千円の追加。国民健康保険基盤安定費負担金7万8千円の増額は、保険者支援分に対するもの。自立支援医療費更生医療負担金553万1千円の増額は、更生医療給付費に対するもの。障害児通所給付費等負担金190万8千円の増額は、障害児通所給付費等支給費に対するもの。未就学児均等割保険料負担金12万円の増額は、未就学児均等割2分の1軽減に対するもの。3目災害復旧費国庫負担金3247万4千円の追加は、災害復旧工事实施調査設計委託料に対するもの。2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金39万4千円の減は、合併処理浄化槽設置整備補助事業の実績に基づく交付金の減

額です。4目土木費国庫補助金147万1千円の追加は、ひがつら団地外部改修工事及び団地耐力度調査に対する補助率の引上げ5%分及び、団地耐力度調査業務、アスベスト含有調査業務前倒し分に係るもの。11ページに移ります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金200万2千円の追加。国民健康保険基盤安定費負担金9万2千円の増額は、保険者支援分及び保険税軽減分に対するもの。自立支援医療費更生医療負担金276万6千円の増額は、更生医療給付費に対するもの。後期高齢者医療基盤安定費負担金186万9千円の減額は、負担金の額の確定に伴うもの。障害児通所給付費等負担金95万4千円の増額は、障害児通所給付費等支給費に対するもの。未就学児均等割保険料負担金5万9千円の増額は、未就学児均等割2分の1軽減に対するもの。2項道補助金、2目民生費道補助金15万円の追加は、福祉医療システム改修費に対するもの。4目農林水産業費道補助金228万9千円の追加。経営所得安定対策推進事業補助金176万9千円の増額は、経営所得安定対策直接支払推進事業に対するもの。農業委員会情報収集等業務効率化支援事業交付金52万円の増額は、歳出計上の同事業に対するもの。12ページに移ります。3項道委託金、1目総務費道委託金365万1千円の追加。4節統計調査費道委託金5万2千円の減額は、交付金の決定によるもの。5節選挙費道委託金370万3千円の増額は、歳出計上の知事・道議選挙費と同額を計上。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金1万2千円の減は、苫小牧信用金庫に対する出資金返還に伴う配当金の減額です。2項財産売却収入、2目不動産売却収入7万2千円の追加は、新栄及び緑丘の町有地売却収入です。13ページに移ります。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1億4559万円の追加。ふるさと納税対象外の寄附金2009万円の増額は、個人3名からのもの。ふるさと納税寄附金1億2千万円の増額は、実績見込みによるもの。企業版ふるさと納税寄附金550万円の増額は、2法人からのもの。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金628万8千円の減は、奨学金の貸付金減額によるもの。4目財政調整基金繰入金2730万9千円の追加は、歳入歳出差引で生じた財源不足分について繰入れるもの。20款諸収入、3項貸付金元利収入、5目奨学金貸付金元金収入60万円の追加は、一括返還1名分の増額です。14ページに移ります。4項雑入、5目雑入101万9千円の減。測量費負担金14万3千円の増額は、新栄の町有地売却に係る分筆測量費折半分。支障移転補償金105万8千円の増額は、道道整備事業及び道営事業に係るもの。退職手当組合精算還付金290万6千円減額は、割愛職員に係る退職負担金の増額に伴うもの。介護予防サービス計画費68万6千円の増額は、介護予防サービス計画費委託料に対するもの。5項受託事業収入、1目受託事業収入148万7千円の減。介護予防地域支援事業受託事業収入4万1千円の増額は、生活支援体制整備事業委託料に対するもの。和牛センター預託料152万8千円の減額は、預託牛の受入れがなかったことによるもの。15ページに移ります。21款町債、1項町債、3目農林水産業債から7目災害復旧債までの8事業債につきましては、6ページの地方債の補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上が議案第50号、令和4年度一般会計補正予算についての提案理由であります。ご審議を賜わり提案のとおり御決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第51号及び日程第20 議案第52号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第51号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第20、議案第52号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第51号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算。このたびは、第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ456万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6578万9千円にしようとするものです。事項別明細書、歳出より説明申し上げますので、6ページをお開き下さい。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8万8千円の追加。3節職員手当等及び4節共済費の増額は、給与改定によるもの。2款施設費、1項施設費、1目維持費、447万3千円の追加。10節需用費542万6千円の増額は、電気料単価増による執行見込み額。12節委託料67万1千円の減額は、水質検査業務委託ほか1件の業務委託の入札による執行残。14節工事請負費167万2千円の減額は、共栄浄水場膜ろ過モジュール更新外工事ほか6件の工事の入札による執行残。15節原材料費139万円の増額は、メーター器交換材料購入の入札による執行残169万円と施設維持管理用材料代308万円増額は、太陽浄水場における平成26年度稼働、前処理装置のエアリフト管が経年劣化により、管に穴が生じ機能が十分発揮できないため、エアリフト管を購入するものです。

次に、歳入について、説明いたしますので、5ページをお開き下さい。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金99万1千円の減。歳入歳出精査に伴う、剰余金を、一般会計に繰り戻すもの。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金555万2千円の追加。前年度繰越金の財源化です。

以上議案第51号、令和4年度、新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます、ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

引き続き、議案第52号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第52号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開き下さい。令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算。

この度は、第2回目の補正になります。歳入歳出予算の補正第1条。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ77万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1034万円にしようとするものです。地方債の補正がありますので、3ページをお開き下さい。第2表、地方債補正。1、変更です。起債の目的、下水道施設整備事業は、社会資本整備総合交付金事業を活用して実施した、新冠町特定環境保全公共下水道事業認可変更業務委託ほか2件に係るもので、限度額2250万円を変更後30万円減の2220万千円に変更しようとするもので、事業費確定に伴う減額です。なお、起債の方法、利率、償還方法については、変更ありません。事項別明細書、歳出より説明いたしますので、7ページをお開き願います。3、歳出、1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費5万2千円の追加。3節職員手当等及び4節共済費の増額は、給与改定によるもの。2目施設管理費11万5千円の追加。10節需用費36万8千円の増額は、電気料単価増による執行見込み額によるもの。12節委託料25万3千円の減額は、管路施設維持管理業務委託料、ポンプ場管理業務委託料の入札による執行残。3目下水道建設費99万円の減。12節委託料29万7千円の減額は、新冠町特定環境保全公共下水道事業認可変更業務委託の入札による執行残。14節工事請負費69万3千円の減額は、節婦町No.2マンホールポンプ所外汚水ポンプ改築及び長寿命化工事のほか1件の入札による執行残。2款公債費、1項公債費、2目利子5万円の追加。23節償還金利子及び割引料5万円の追加は、長期債償還利子の令和3年度借入起債の利率が確定したものです。

次に、歳入について、説明いたしますので、6ページをお開き下さい。2、歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金44万7千円の減。新冠町特定環境保全公共下水道事業認可変更業務委託ほか工事2件に係る事業費の確定によるもの。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金71万8千円の減。歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すもの。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金69万2千円の追加。前年度繰越金の財源化です。5款町債、1項町債、1目下水道債30万円の減。地方債の補正で説明申し上げたとおり、事業費の確定等によるものです。

以上議案第52号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げました。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。
○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第21 議案第53号及び日程第22 議案第54号

○議長（荒木正光君） 日程第21、議案第53号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、日程第22、議案第54号令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算。以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議題第53号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事

業勘定補正予算につきまして提案理由を申し上げます。1ページをお開き下さい。今回の予算補正は2回目の補正でございます。令和4年度 新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり 定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1050万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6133万8千円とするものでございます。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き下さい。1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金16万5千円の追加。18節負担金補助及び交付金16万5千円の追加は、未就学児均等割保険料の2分の1軽減制度の創設に伴い、国保事業報告システム改修を実施したもので連合会への負担金です。歳入予算では同額を特別調整交付金として予算計上しております。5款保健事業費、1項1目共に特定健康診査等事業費14万1千円の追加。12節特定健診委託料で、受診者数について当初受診率29%を見込んでおりましたが、受診率を30%として委託料14万1千円を補正するものです。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金14万5千円の追加。22節償還金利子及び割引料14万5千円の追加は、令和3年度分特定健診道補助金で、受診者数の確定により返納するものです。7ページをお開き下さい。4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金、1169万2千円の減額。27節繰出金は、国保診療所入院患者の減少に伴う減額で、詳細は国保診療所会計で行います。2目国民健康保険財政安定化基金積立金73万5千円の追加。24節積立金は、歳入歳出の余剰金73万5千円を基金に積立するものです。続きまして歳入についてご説明いたしますので、5ページにお戻り願います。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金1152万7千円の減額。2節保健給付費等特別交付金歳出で予算計上しました国保事業状況報告システム改修費16万5千円の追加分と 直営診療施設交付金として国保診療所へ対する交付金1169万2千円の減額分でございます。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金102万1千円の追加。1節 保険基盤安定繰入金22万8千円の追加は、低所得者の保険税軽減分として一般会計から繰入する負担金の確定による増。2節未就学児均等割保険料繰入金24万千円の追加は、未就学児の均等割保険料の2分の1を繰入するもの。3節その他一般会計繰入金55万3千円の追加は、国保被保険者のうち高齢者が占める割合が全国平均の8割を超える市町村に交付される国保安定化支援事業分を繰入するものです。

以上が議案第53号の提案理由でございます。ご審議を賜わり提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第54号の提案理由をご説明いたしますので議案をお開き願います。議案第54号、令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回は1回目の補正でございます。令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284

万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8446万4千円とするものでございます。

それでは、補正内容を歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金284万3千円の減額。18節負担金補助金及び交付金284万3千円の減は、事務費負担金35万1千円及び保険基盤安定分負担金249万2千円。ともに後期高齢者広域連合への負担額の確定による減額でございます。続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金46万7千円の減額は、広域連合へ納付する事務費負担金及び一般会計が負担する事務費の確定による減額でございます。2目保険基盤安定繰入金249万2千円の減額は、低所得者へ対する保険料軽減分を、一般会計から繰入するもので、歳出と同額を減額するものです。4款1項1目ともに繰越金11万6千円の追加。前年度繰越金の財源化です。

以上が議案第54号の提案理由でございます。ご審議を賜わり提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第23 議案第55号

○議長（荒木正光君） 日程第23、議案第55号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第55号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。この度は2回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ462万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3万2千円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

3、歳出。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費555万4千円の減額。1節報酬73万5千円の減は、パートタイム会計年度任用職員1名の退職による減額。2節給料から4節共済費までは、職員1名の人事異動による減額。10節需用費53万6千円の減。消耗品費、賄材料費は、入所者50人での運用に伴う減額。光熱水費、燃料費の増額は、電気料及び重油の単価値上がりによるもの。12節委託料66万5千円の減は、入所者減少に伴う清掃業務委託料及び医師派遣委託料の減額。13節使用料及び賃借料21万6千円の減は、入所者減少による寝具借上料の減額。18節負担金補助及び交付金4万円の減は、人件費の調整による減額。8ページをお開きください。2目短期入所生活介護事業費93万円の追加。3節職員手当、4節共済費は、人件費の調整による増額。

10節需用費82万7千円の増。光熱水費、燃料費の増額は電気料及びA重油の単価値上がりによるもの。「賄材料費」は利用者増加による増。13節使用料及び賃借料6万1千円の増は、利用者増加による寝具借上料の増額。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。2、歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入1656万9千円の減。入所者50人での運用に伴うサービス費収入の減。2目居宅介護サービス費収入468万6千円の増。ショートステイ利用者の増に伴う収入増加。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入153万2千円の減。入所者減少に伴う自己負担金収入の減額、ショートステイ及び介護予防ショートステイ利用者の増に伴う自己負担金収入の追加。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入397万円の減。入所者減少に伴う補足給付費収入の減額。2目居宅特定介護サービス費収入41万7千円の減。ショートステイ及び介護予防ショートステイ利用者の所得階層変動に伴う補足給付費収入の減額。次に6ページに移ります。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金844万1千円の追加。歳入歳出精査に伴う不足額を一般会計から繰り入れるもの。3款繰越金、1項1目1節いずれも繰越金455万6千円の追加。前年度繰越金の残額を全額予算化するもの。4款諸収入、1項雑入、1目雑入18万1千円の追加。入所者の減少に伴う負担金の減。デイサービスセンター光熱水費の増は、電気料及び重油単価の値上がりによるもの。

以上が議案第55号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第24 議案第56号

○議長（荒木正光君） 日程第24、議案第56号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○国保診療所長（杉山結城君） 議案第56号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。今回は第2回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1309万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6324万6千円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書、歳出より説明いたしますので7ページをお開き下さい。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費481万1千円の追加。3節職員手当等は人事院勧告による事務職2名の勤勉手当9万3千円の追加。4節共済費は標準報酬の変更による2万1千円の減額。10節需用費216万4千円の追加。光熱水費57万4千円の追加は、

電気料金の値上に伴う予算不足見込額を増額するもの。燃料費159万の追加は、重油代金及び灯油代金の価格高騰に伴う予算不足見込額を増額するもの。26節公課費257万5千円の追加。消費税及び地方消費税の納付額の増加に伴う予算補正であります。令和3年度の新型コロナワクチン接種料金の収入増加に伴い、翌年度の令和4年度中に精算納付する消費税に不足が生じるものであります。当初予算150万を見込んでおりましたが、納付額算定をした結果、407万5千円の納付が本年度必要となりますので、差額分を追加補正するもの。8ページに移りますので、次のページをお開き願います。2款1項1目ともに医業費828万1千円の追加。2節給料12万6千円、3節職員手当等100万8千円、18節負担金補助及び交付金4千円は、主に人事院勧告に伴う若年層の月額給料改定や勤勉手当増による事務職員以外の人件費の補正。4節共済費は標準報酬の変更による14万3千円の追加。10節需用費は、診療材料費500万円の追加。プラスチック手袋やエプロン、マスクやガウン、手指消毒剤などの診療材料費全般の資材価格高騰や感染対策に係る衛生資材全般の購入量増加などによる予算の追加補正をするもの。12節委託料は、臨床検査業務委託料200万円の追加。新型コロナウイルス感染症のPCR検査の判定を検査専門機関に依頼しておりますが、依頼件数の増加に伴う臨床検査業務委託料の追加補正であります。なお、この委託料は収入にも直結する支出でありますので、同額を外来収入の予算に計上しております。

次に歳入の説明をいたしますので5ページをお開き下さい。1款診療収入、1項診療収入、2目入院収入500万の減額。本年度の入院患者数が当初予算段階で1日平均15名を想定しておりましたが、11月末現在で1日平均入院患者数が12.6名の実績となっておりますので、予算上の算定人数を変更し、収入予算を減額するもの。3目外来収入200万円の追加。発熱外来患者さんなどの増加に伴い、外来収入増加見込み相当分を予算追加するもの。2款診療外収入、2項医師施設外管理収入、1目委託料収入23万の減額。恵寿荘に対する医師派遣業務委託収入について、恵寿荘入所者の減少に伴う予算を減額するもの。当初予算において入所者55名で試算しておりましたが、これまでの実績をもとに今後の推計をした結果、約51名程度になることから、委託料予算を減額するもの。3款道支出金、2項道補助金、1目道補助金719万8千円の追加。説明欄の内訳1点目、電源立地地域対策交付金90万3千円の追加は、交付金の交付決定に伴い追加補正をするもの。2点目は、北海道新型コロナウイルスワクチン接種体制支援交付金629万5千円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から個別接種に協力する医療機関に対して、支援金が交付されるものでありまして、週50回以上、100回以上、150回以上の接種をした場合、それぞれの算定区分によりワクチン接種料金とは別に支援金が交付されるもの。次のページに移りますので、6ページをお開き願います。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2289万6千円の減額。今回の補正に伴う歳入歳出予算の差額調整のため、繰入金を減額するものであります。2目国保会計繰入金1169万2千円の減額。当初予算において、入院患者数1日平均15

名を見込み交付金を算定しておりましたが、算定条件であります、令和4年1月～12月までの1日平均入院患者数が13.1名となる見込みであることから国民健康保険特別調整交付金のメニューの中の、へき地診療所運営事業分の減額を見込み、国保会計を經由して繰入する金額を減額するもの。5款1項1目ともに繰越金4371万2千円の追加。前年度繰越金確定額のうち、残金を全額、財源化するものであります。

以上が議案第56号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でございました。

（午後2時10分 散会）